

立看板規程について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2018年2月8日）

標記の件について、

1. 規程制定前に広く全学に説明・議論の場がありませんでした。
2. 第3条「本学が別に指定する場所」が明示されていません。また、「本学が別に指定する場所」についての説明・議論の場もありません。
3. 他投稿で指摘されているように、公人・企業ではない一学生の本名および連絡先を明記しなければならないことは問題です。

上記より、当該規程の即時撤廃および、学生担当理事、施設担当理事が出席しての全学への説明および議論を行う場を速やかに設けることを要求いたします。

【回答】（回答日：2018年3月26日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

ご要望については、1つの御意見として承ります。なお、立看板規程は、部局長会議や教育研究評議会、役員会等のしかるべき学内手続きを経て制定されました。また、第3条の「本学が別に指定する場所」は、今年度中を目途に、しかるべき学内手続きを経て指定する予定です。決定しましたら学生の皆さんにお知らせし、ご質問等があれば学生意見箱でお受けします。